

改正

平成15年3月18日条例第3号

平成27年3月23日条例第2号

平成28年3月24日条例第6号

井原市情報公開条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 行政文書の開示（第5条～第16条）

第3章 審査請求（第16条の2～第20条）

第4章 井原市情報公開制度運営審議会（第21条）

第5章 補則（第22条～第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の行政文書の開示を請求する権利に基づき、行政文書の開示について必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と行政運営の公開性の向上を図り、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した行政の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子式方式、磁気的方式その他人の知覚によっては確認することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

3 この条例において「開示」とは、閲覧若しくは視聴に供し、又は写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の開示を請求する市民の権

利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が最大限に保護されるよう配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により認められた権利を正当に行使するとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を、第1条の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

(行政文書の開示を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して行政文書の開示（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る行政文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(行政文書の開示の請求及び審査)

第6条 前条の規定により行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した所定の請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
 - ア 前条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - イ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - ウ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地
 - エ 前条第5号に掲げるもの 実施機関が保有している行政文書の開示を必要とする理由
- (3) 開示請求に係る行政文書を特定するために必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 実施機関は、前項の開示請求書が事務所に到達したときは遅滞なく審査を開始し、開示請求書の記載事項に不備がある場合又は形式上の要件に適合していない場合は、速やかに開示請求をし

たもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて開示請求の補正を求め、又は開示請求を拒否しなければならない。

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（1） 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち一般に公表を望まない正当な理由があると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で、任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の長が認めるに足りる相当の理由がある情報

(5) 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの

(6) 市の内部又は市と国等との間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 実施機関の行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(行政文書の一部開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限

る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条に規定する決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につ

き当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限
(理由付記等)

第13条 実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に市及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等に先立ち、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第7条第2号ただし書イ若しくは第3号ただし書又は第9条の規定によりこれを開示しようとするときは、開示決定等に先立ち、当該第三者に対し、書面で所定の事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 前2項に定める手続がとられた場合において、当該行政文書を開示するときは、実施機関は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が審査請求の手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、書面で所定の事項を通知するものとする。

(開示の方法)

第15条 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧又は写しの交付でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 前項の視聴又は閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他合理的な理由があると認められるときは、当該行政文書の写しによりこれを行うことができる。

(費用負担)

第16条 行政文書の閲覧及び視聴に係る手数料については、無料とする。ただし、写しの作成及び送付に要する費用については、開示請求者が、実費の負担をしなければならない。

2 実施機関が行政文書の開示をするため、第11条第1項に規定する書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定をした日から起算して15日以上を期間をおいた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告をしても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなす。この場合において、開示請求者は、前項に定める実費の負担をしなければならない。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に対して審査請求があった場合は、当該審査請求に係る実施機関は、次に掲げる場合を除き、井原市情報公開不服審査会に諮問して、その答申を尊重して、当該審査請求について裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(第三者から当該行政文書の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(井原市情報公開不服審査会)

第18条 前条第1項に規定する諮問に応じて調査審議するため、井原市情報公開不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、学識経験を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 審査会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第19条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、開示請求に係る行政文書の提出を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提出された行政文書の開示を求めることはできない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒むことはできない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、請求拒否の決定があった行政文書又はその部分及び請求拒否の理由とを分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案（以下「事件」という。）に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）及び諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求め、又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができる。

(審査会における事件の取扱い)

第20条 審査請求人等は、審査会に対し、口頭による意見の陳述を求めることができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

4 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（前条第1項に規定する行政文書を除く。）の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

5 審査会は、第3項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 6 前各項の規定により行われた処分については、審査請求をすることができない。
- 7 審査会の審理は公開しない。ただし、答申の内容は公表するものとする。
- 8 前2条及び前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第4章 井原市情報公開制度運営審議会

(井原市情報公開制度運営審議会)

第21条 この条例による情報公開制度の適正かつ円滑な運営を図るため、井原市情報公開制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、情報公開制度の運営に関する重要事項について調査審議する。
- 3 審議会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 第18条第3項及び第4項の規定は、審議会にこれを準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 補則

(他の制度との調整)

第22条 行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手續が別に定められている場合における当該行政文書の開示については、その定めるところによる。

(運用状況の公表)

第23条 市長は、この条例の運用状況について、規則で定めるところにより毎年度公表しなければならない。

(情報公開の総合的な推進)

第24条 市長は、この条例に定める行政文書の開示のほか、情報の提供その他の情報公開に関する施策の充実を図り、市民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(利便の提供)

第25条 市長は、この条例の円滑な運用を確保するため、資料の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(出資法人への協力要請)

第26条 市長は、規則で別に定める出資法人に対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(文書管理)

第27条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の実施機関が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(適用)

2 この条例に基づく行政文書の開示は、この条例施行日以後に作成し、又は取得した行政文書について適用し、この条例施行日前に作成し、又は取得した行政文書については、文書保存目録が作成されたものから適用する。

(関係条例の廃止)

3 井原市情報公開制度審議会条例（平成10年井原市条例第46号）は、廃止する。

附 則（平成15年3月18日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。